

■ 質問及び回答（5回目）

No.	頁	項目	質問	回答
31	要項 P11	第2 事業条件 2. 土地及び水面 の利用に関する 条件	<p>（1）現在占用予定水域に係留されている船舶について、撤去は大阪府が実施頂けるのでしょうか。また、撤去時期とそれにかかる費用負担に関して教えてください。</p>	<p>事業区域に係留している船舶（潮待ちのための船舶）については、事業予定者の提案内容に基づき、大阪府が移転の交渉を行うこととなります。交渉の経過等によって移転の時期や範囲は変わりますので、現時点では未定です。</p> <p>また、移転に伴い事業予定者に費用負担を求める予定はありません。</p>
78	要項 P11 + 質問及び 回答2番	第2 事業条件 2. 土地及び水面 の利用に関する 条件	<p>質問及び回答2番で、水面を占有している他社がいない状態で対象水面の引き渡し成されない理由のご提示がありませんでしたので、再度、質問させていただきます。</p> <p>「（1）～。また、既に他社が水面を占有している場合は、その範囲も含めた占有幅が河川幅の4分の1以内になるようにしなければなりません。～」について、水面を占有している他社がいない状態で対象水面の引き渡し成されない理由をご教示ください</p> <p>事業者が本件の利用可能区域の使用権を有すると理解しています。この理解に基づけば、当該区域が自由に利用できる状態で引き渡し成されるのが通常であると考えているのが質問の背景となります。</p>	<p>現状では、端建蔵橋の架替工事に伴う占用許可を除き、占用の許可を受けている他者はありません。</p> <p>なお、募集要項 P11 第2事業条件 2. 土地及び水面の利用に関する条件（1）に記載のとおり、安治川左岸の入堀護岸から上流は、潮待ちのための一時係留の船舶があることから、施設整備の際は、当該船舶の所有者等と調整が必要となります。</p> <p>このため、事業予定者の提案内容に基づき、大阪府が移転の交渉を行い、その経過等によって移転の時期と範囲が決定することになります。</p>